

危機関連保証

大規模な経済危機、災害等により支障が生じている方に

対象者	大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用縮小が生じ、保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長または特別区長の認定を受けた中小企業者		
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円以内） 上記保証限度額は、一般保証の別枠		
保証割合	100%（責任共有対象外）		
保証料率	年0.70%		
	会計参与設置会社 による割引	○	有担保割引 ×
資金使途	経営の安定に必要な事業資金		
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）		
返済方法	原則として均等分割返済		
担保	8,000万円を超えて利用する場合、徴求することがある		
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要		
添付書類	市町村長または特別区長の認定書		
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 認定書の有効期限は、認定の日から起算して30日となり、土日・休日であったとしても当該日が期限となります。・ 但し、危機指定期間の終期が先に到来する場合は、その終期が有効期限となります。・ 認定書の有効期限内に保証申込をすることが必要であり、且つ、貸付実行については、危機指定期間内に行う必要があります。		